

政務活動費の手引の改訂にあたって

政務活動費の手引については、政務調査費の交付の意義を明確にするとともにその執行の透明性をより高めることを目的に「高槻市議会政務調査費の交付に関する条例」の全部改正を行ったことに伴い平成20年3月に「政務調査費の手引」として発行され、続いて、平成24年の地方自治法の一部を改正する法律を受け、平成24年12月に「高槻市議会政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を行ったことに伴い、平成25年3月に「政務活動費の手引」として改訂が行われた。

以後、高槻市議会としては、公費である政務活動費の透明性を確保するという強い認識のもと、議長調査の徹底や議長調査結果の議会内での情報共有、高槻市議会ホームページでの領収書の公表等、適切な運用に取り組んできたところである。

そのような中、平成25年に政務活動費の手引を改訂してから5年以上が経過するとともに政務活動費制度を取り巻く環境も変化し、その変化に対応した手引の内容変更が必要な時期を迎えており、また、全国の市議会に目をむけると、いまだ政務活動費に係る不正支出問題が後を絶たない状況である。

これらを踏まえ、政務活動費の活用にあたっては、市民への説明責任の徹底や、使途の透明性の向上を図るための不断の取り組みが市議会に求められていることから、高槻市議会においては、「政務活動を積極的に行うこと」「政務活動費の活用にあたっては説明責任をしっかりと果たすこと」を活用目標に据え、議会運営委員会で政務活動費の見直しについて協議を行い、政務活動費の運用の更なる適正化に向け、今般「政務活動費の手引」の改訂を本編のとおり行った。

高槻市議会